様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年 9月18日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃわいずてっく  一般事業主の氏名又は名称 株式会社Ｙ’ｓＴｅｃｈ  （ふりがな）さかした　ゆきのり  （法人の場合）代表者の氏名 坂下　幸典  住所　〒584-0007  大阪府 富田林市 南旭ケ丘町９番２２号  法人番号　4120101035615  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXの取組み | | 公表日 | ①　2025年 6月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページトップ ＞ 会社情報 ＞ ＤＸの取組み  　https://ystech-eng.jp/company/dx/  　２．DXに関する経営ビジョン  ３．経営ビジョンを実現するためのビジネスモデル | | 記載内容抜粋 | ①　２．DXに関する経営ビジョン  当社のDXに関する経営ビジョンは、これまで培ったプラントエンジニアリングの経験を活かし、DXによって顧客の問題点や課題を解決するため、付加価値の高い提案や技術サービスを提供できる企業に進化し、社会や生活に不可欠なプラント産業の発展に貢献することです。  具体的には、社内のDXをさらに強化することで、社会の変化に対応できる体制を構築するとともに、全社で改善を行う仕組みと社風づくりを推進することで、顧客にとっても新たな価値創出につながるような付加価値の高いソリューションを継続して提供する企業を目指します。  そのビジョンを実現するために、社内においては、デジタル技術の活用による社内業務の効率化やナレッジの共有を進めることで、スピーディーで良質なサービスを安定して提供できる基盤を整え、顧客に対しては、当社のDX推進の経験を活かした技術サービスを提供していきます。  ３．経営ビジョンを実現するためのビジネスモデル  ① デジタル技術活用による業務の効率化  自社の様々な業務にデジタル技術を活用することで、業務の効率化を図ります。  ② デジタル技術活用によるスピード経営の実現  業務を効率化するだけではなく、データを活用した経営を行い、変化の激しい現代の事業環境に対応していけるスピード経営を実践します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　当社では代表取締役が意思決定の権利を有しているため、代表取締役の承認のもと公表しています |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXの取組み | | 公表日 | ①　2025年 6月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページトップ ＞ 会社情報 ＞ ＤＸの取組み  　https://ystech-eng.jp/company/dx/  　４．経営ビジョンやビジネスモデルを実現するための戦略 | | 記載内容抜粋 | ①　４．経営ビジョンやビジネスモデルを実現するための戦略  ４－１．デジタル技術活用による社内業務の効率化  以下の取り組みにより、社内業務の効率化を実現します。  ・テレワーク環境を構築し、どこからでも業務ができることで業務効率を高めます  ・セキュリティ性の高いクラウドサーバを導入し、社内外から情報にアクセスできる環境を整備します  ・各種図面や帳票類、契約書の電子化を進め、ペーパーレス化を一層推進します  ・ワークフロー化された業務を言語化・マニュアル化し、業務品質を高めます  ・AIの導入と活用により、見積書、報告書、議事録等の作成時間の短縮します。AIで過去の業務実績・トラブル事例を分類・検索可能データ化し、新規案件を実施する際に参考にして、過去と類似の作業をこれまで以上に少ない労力で実施できるようにします  ・ISOのマネジメントレビューにおいて、DXに関するKPI（帳票類・契約書の電子化率、AI活用状況、業務のマニュアル化達成率など）を確認します。これにより、DX推進に対する課題を認識し、改善を促進します。マネジメントレビューを実施し、DX課題の認識と改善を促進します  ４－２．デジタル技術活用のさらなる高度化（長期的な取り組み）  上記に加え、長期的には、デジタル技術活用のさらなる高度化に向けて、以下の取り組みを実施します。  ・従来は専門的なプログラミングスキルを必要とした開発作業についても、AIを活用することで、非エンジニアの担当者が主体的に対応できるようになりつつあります。これにより、社内の人材活用の幅が広がり、システム開発全体の効率化とスピードアップを実現いたします  ・随時、最新のデジタル技術を探索し、ＤＸ推進につながる技術を積極的に導入します | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　当社では代表取締役が意思決定の権利を有しているため、代表取締役の承認のもと公表しています |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXの取組み  　５．体制・組織  ６．人材の育成・確保 | | 記載内容抜粋 | ①　５．体制・組織  ＤＸ戦略を推進するための体制・組織として、代表取締役はＤＸ推進責任者を会社組織内から任命し、その責任者が戦略を実行します。  ６．人材の育成・確保  DX戦略を推進するための人材の育成として、「DX推進委員会」主導のもと、以下の取り組みを実施し、DX人材を育成していきます。  ・ＤＸ推進責任者は各部門の管理者向けに研修を定期的に開催します（ＤＸ推進の意義の共有、デジタル技術の取扱い等）  ・各部門の管理者は管下人員に対してＤＸに関する知識向上のための社内教育を実施（年１回）  ・社内外のＤＸ研修受講、各種資格取得の促進  ・社内業務を積極的にＤＸ化することに伴い、業務を通じたＤＸに関する知識の向上を図ります  ・IT系担当者のスキルアップ  ・外部のITスペシャリスト（個人・企業）との協力体制構築、アドバイザーとしての当社ＤＸ推進体制への参加 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXの取組み  　７．環境やシステム | | 記載内容抜粋 | ①　７．環境やシステム  ＤＸ戦略を推進するためのITシステムやハードウェア、デジタル技術活用環境の整備に向けて、以下の取り組みを実施します。  ・ＤＸ推進を積極的に行うため、ITシステムやハードウェア購入の予算を毎年確保します  ・導入したITシステムやハードウェアを最大限に活用するため、人材育成のための予算を配分します  ・API、RPA、AIを活用して、自動処理やシステム連携を積極的に行い、生産性の向上を図ります  ・上記以外も含め、ITシステム・デジタル技術導入やIT人材育成のための予算枠を毎年確保し、ＤＸを推進します |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXの取組み | | 公表日 | ①　2025年 6月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページトップ ＞ 会社情報 ＞ ＤＸの取組み  　https://ystech-eng.jp/company/dx/  　４－１．デジタル技術活用による社内業務の効率化 の後半の【達成度を測る指標】  ４－２．デジタル技術活用のさらなる高度化（長期的な取り組み）の後半の【達成度を測る指標】 | | 記載内容抜粋 | ①　４－１．デジタル技術活用による社内業務の効率化  【達成度を測る指標】  ・テレワーク環境構築率：初年度20%、3年目に100%を目指す  ・クラウドストレージ利用率：社内文書の70%以上をクラウド管理  ・印刷枚数削減率：前年度比20%以上の削減  ・業務マニュアル整備率：標準業務の80%以上にマニュアルを整備  ・AIツール活用率：初年度10%、3年目に70%以上を目指す  ・マネジメントレビュー実施回数：1年に1回以上を継続実施  ４－２．デジタル技術活用のさらなる高度化（長期的な取り組み）  【達成度を測る指標】  ・マニュアル文章作成時間：AI技術の活用で、5年後のマニュアル文章作成時間を30％（対2022年度比）削減し、以降も毎年度削減する |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 6月 1日 | | 発信方法 | ①　DXの取組み  　当社ホームページトップ ＞ 会社情報 ＞ ＤＸの取組み  　https://ystech-eng.jp/company/dx/  　株式会社Y’s Tech DX推進に関する経営者メッセージ（DX推進宣言） | | 発信内容 | ①　株式会社Y’s Tech DX推進に関する経営者メッセージ（DX推進宣言）  当社は、デジタル技術の活用によって業務変革と価値創造を進める「デジタルトランスフォーメーション（DX）」に取り組むことを、ここに宣言いたします。プラント業界はデジタル化、DXの遅れが指摘されておりますが、当社はこれに柔軟に対応し、以下の取り組みを進めてまいります。  ・自社業務のIT化による業務効率の向上  ・モバイルツールを活用した柔軟な業務運営と生産性の向上  ・働き手とお客様の双方にとって魅力ある企業への変革  また、社内DXの成果をもとに、同様の課題を持つプラント事業者への新たなサービス開発・提案を行い、業界の発展に貢献してまいります。今後の取組状況は、当社ホームページにて随時公開いたします。  2025年6月1日  株式会社Ｙ’ｓＴｅｃｈ  代表取締役　坂下 幸典 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 5月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 5月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。